

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

在宅勤務に係る費用負担等に関する給与課税について

国税庁が「在宅勤務に係る費用負担等に関する F&Q(源泉所得税関係)」を公開しましたので、主なものをご案内します。

<在宅勤務手当>

○企業が従業員に在宅勤務手当を支給した場合、従業員の給与として課税する必要があるか。

- ・在宅勤務に通常必要な費用の**実費相当額を精算する**場合、従業員に対する給与として**課税する必要はありません。**
- ・「在宅勤務手当」として**渡切りで支給した場合**は、従業員に対する給与として**課税する必要があります。**

<在宅勤務に係る事務用品等の支給>

○在宅勤務を開始するに当たって、企業が従業員に事務用品等(パソコン等)を支給した場合は、従業員の給与として課税する必要があるか。

- ・企業が所有する事務用品等を従業員に**貸与する場合**には、従業員に対する給与として**課税する必要はありません。**
- ・企業が事務用品等を従業員に**支給した場合**には、従業員に対する現物給与として**課税する必要があります。**

○在宅勤務における経費(通信費・電気料金等)の業務使用部分の計算方法も呈示されていますので、必要な場合は窓口担当者までお問い合わせください。

令和2年度の確定申告について

令和2年は新型コロナウイルスの拡大により、給付金・助成金等の入金があった場合についてご案内します。

○**特別定額給付金(一人あたり10万円)**は非課税です。

○**持続化給付金、雇用調整助成金、休業協力金等**、個人事業主向けに支給されるものは、所得税の課税対象となります。

※確定申告業務も随時、承っております。

上記以外にも令和2年度は何点か改正がございましたので、ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。